

○青森市地方独立行政法人法施行細則

平成二十一年三月三十一日

規則第八号

(趣旨)

第一条 この規則は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が設立する地方独立行政法人(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第二条 法第二十二条第二項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 法人の定款に規定する業務に関する事項
- 二 業務委託の基準
- 三 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 四 その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第三条 法人は、法第二十六条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに(法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく)、市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第二十六条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(中期計画に記載する業務運営に関する事項)

第四条 法第二十六条第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 法第四十条第四項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- 四 その他法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第五条 法第二十七条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、前項の年度計画を変更したときは、法第二十七条第一項後段の規定により変更した事項及びその理由を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価の手続)

第六条 法人は、法第二十八条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について青森市地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第七条 法第二十九条第一項の中期目標に係る事業報告書においては、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価の手続)

第八条 法人は、法第三十条第一項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間終了後三月以内に評価委員会に提出しなければならない。

(特定の償却資産の指定等)

第九条 市長は、法人が業務のために取得しようとし、又は取得した償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該償却資産を指定するものとする。

2 前項の規定による指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、当該償却資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

3 市長は、第一項の規定により指定した償却資産について、当該指定に係る事由が存しなくなったと認められる場合は、当該指定を取り消すものとする。

(財務諸表)

第十条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成十六年三月二十四日総務省告示第二百二十一号)に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第十一条 法第三十四条第四項の規則で定める期間は、六年とする。

(剰余金の使途に係る承認の手続)

第十二条 法人は、法第四十条第三項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 一 承認を受けようとする金額
 - 二 前号の金額を充てようとする剰余金の使途
- 2 前項の申請書には、法第四十条第一項に規定する残余がある事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第十三条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。)に係る法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第四項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

- 一 承認を受けようとする金額
 - 二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- 2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第十四条 法人は、法第四十条第六項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余(以下「納付金」という。)の額の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを市長に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第十五条 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなけれ

ばならない。

(短期借入金の認可の申請)

第十六条 法人は、法第四十一条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 一 借入れ又は借換えを必要とする理由
- 二 借入れ又は借換額の額
- 三 借入先又は借換先
- 四 借入れ又は借換の利率
- 五 償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他市長が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第十七条 法人は、法第四十四条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 一 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあつては、その適正な見積価額)
- 二 処分等の条件
- 三 処分等の方法
- 四 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

附 則

(施行期日)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。